

条例案修正概要（法制執務上の技術的修正及び字句の修正を除く）

平成 29 年 5 月 11 日

条項	条例名称	平成 28 年 11 月各課等確認時点からの修正概要
第 1 条	公民館条例	①70 歳以上の者の共用利用を無料
第 6 条	サンライフ 鶴巻条例	①70 歳以上の者の共用利用を無料
第 7 条	保健福祉セ ンター条例	①定期利用（定期的企業利用）について、使用料の 額の規定を削除 ⇒契約行為として考えられ、「公の施設の使用」 という考え方に馴染まないため。規則で使用料の 算出基準等を規定する。 ②創作活動室を開放施設として追加
第 8 条	広畑ふれあ いプラザ条 例	①定期利用（定期的企業利用）について、使用料の 額の規定を削除 ⇒契約行為として考えられ、「公の施設の使用」 という考え方に馴染まないため。規則で使用料の 算出基準等を規定する。
第 10 条	曲松センタ ー条例	①定期利用（定期的企業利用）について、使用料の 額の規定を削除 ⇒契約行為として考えられ、「公の施設の使用」 という考え方に馴染まないため。規則で使用料の 算出基準等を規定する。
第 11 条	中野健康セ ンター条例	①70 歳以上の者の共用利用を無料
第 14 条	都市公園条 例	①都市公園使用許可の表改正（使用料の単位追加） ②「カルチャーパーク管理棟多目的室」を「～集会 室」に名称変更、市内・市外区分の設定、使用料 の区分を 30 分単位に修正（他との整合） ③70 歳以上の者の共用利用（おおね公園温水プール を除く）を無料
附則		①新料金の適用を整理 ア 10 月 1 日以降の申請は新料金【原則】 イ 仮申請を行う施設で、9 月 30 日までに仮申請 を行った者は旧料金 ウ 仮申請に先立って抽選申込を行う施設で、9 月 30 日までの抽選申込者は旧料金（10 月 1 日 が抽選日）